

肥後藩における「実学」の形成と展開 —藩主細川斉護と藩家老長岡監物の場合—

堤 克彦

はじめに

幕末の肥後藩に、横井平四郎（小楠）の「実学」を揶揄した「横井平四郎さん実学めさる。学に虚実があるものか」という俗謡が流行った。しかし漢和・国語辞典類には「実学」はあるが、「虚学」という用語は見当たらない。

「実学」は、諸橋轍次編『大漢和辞典』（第3巻）では、「実用の學問、実践躬行の學、〔朱熹、中庸章句〕其味無窮、皆實學也、〔經學歴史、經學復盛時代〕推崇實學、以矯空疏」、「大言海」では、「① 実際ノ役ニ立ツ學問 ② 実用ノ學問 ③ 実際ニ我ガ身ニ行フ學問 ④ 実踐ノ學」と定義する。¹⁾

しかし杉本勲氏によれば、江戸時代を中心とした「実学」の概念は、「現実性・实用性・真実性・実利性・功利性・合理性・批判性・実証性・実理性・実践性・確実性」などの諸要素のいずれかを複合的に包含した「曖昧多義の用語」である。

また杉本氏は、「実学」は江戸時代を通して、「実学」は四段階で展開したという。第一段階は朱子学の林羅山と陽明学の中江藤樹・熊沢蕃山の「現実的で有用な道徳実践の学」、第二段階は古学の山鹿素行・伊藤仁斎・同東涯・荻生徂徠の「経験や実証を重んじた学」、第三段階では蘭学の「実証の上に実理性（法則重視）を具備した学」、この第二・三段階での本多利明・山片蟠桃らの「幕藩体制の変質・動搖に伴う経世済民の学」、そして第四段階の幕末変革期では、渡辺翠山・高野長英の洋学、佐藤信淵・二宮尊徳の経世学、横井小楠・橋本左内の政治的実践学など多彩になった。

「実学」の形成に関して、杉本氏は「思想の上では多くは自分の学こそ真実探求の学であると自負し、先行する学を空理空論を弄する虚学として排斥する（中略）相対的・論争的な用語」と規定する。²⁾

また源了圓氏は、「機能的にはボレミカルな性格が強いけれども、主観的な心情に即しては、普遍的真理追究の要求として成立した学問であり思想である」とし、さらに「それ以前の学問・思想・価値観を否定することを通じて形成されるもの」で、「実」には real とか true の意があり、「実証的」と「実践的」の二つのタイプがあるとした。

そして後者の「実践的実学」は、江戸後期から明治維新にわたって存続し、それは個人問題に重点を置く「道徳的実践」「人間的真実追究」の「実学」と政治的実践に重点を置く「政治的実践」の「実学」の二つに別れた。³⁾

以上は、いずれも「実学」の特徴を正確にとらえた規定である。しかし「実学」の形成には、時代的背景や条件と共に、各藩の藩事情が大きく作用していて、その形成の仕方と展開には、各藩の特徴があるのではないかと考えていた。

この拙論では、「永青文庫」所蔵の藩庁文書などによって、これまで重点的に研究して来た「小楠実学」に繋がる肥後藩における「実学」の形成過程とその展開について明らかにしたいと思っている。

第一章 藩主斉護の「実学」主導—「実のある学問」

(1) 藩主・家老の世代交代

第11代藩主細川斉樹には子供がなかったため、跡式相続では藩論の一致をみず紛糾した。藩士間には將軍家斉の子を藩主に迎え入れようとする論が有力であった。しかし長岡監物の父是睦は、幽斎以来の細川家の正統が断絶するとして反対、宇土支藩の世子継嗣を主張した。

斉樹も長岡是睦の意見を探り、幕府に宇土支藩主細川立政（のちに斉護と改称）の跡式相続を願い出でた。文政九（1826）年三月、幕府はこれを許可し、細川斉護（23歳）は第12代肥後藩主に就任した。いわば藩主斉護は、長岡是睦の尽力によって誕生したのであった。⁴⁾

やがて10代藩主斉茲・11代藩主斉樹に仕えた藩家老長岡是睦は、文政三（1820）年十月五日、「妙見社事件」の紛議で、家老職を引責辞職したが、大組（備組）は従来通りの預かりであった。

天保三（1832）年四月二十一日、藩主斉護は將軍家斉に就封の暇乞いをして、同二十四日江戸出立、六月十七日に帰藩した。斉護の藩主就任に尽力した長岡是睦は、同年九月一日に死去、十月二十七日に米田源三郎（是容、20歳）が家督を相続し、二番家老職に就任した。また同年十二月十五日には、一番家老松井山城が隠居し、松井式部（章之、20歳、のちに佐渡と号す）がその職に就いた。両者は文武倡方役も兼任していた。⁵⁾

長岡監物は、家老職に就任以来、天保六年三月の江戸出府まで、藩政の重責と時習館生への文武芸の奨励を全うしながら、自らも文武芸に励み、また自家所領（豊後国大津郷）の統治や三百世帯を越える家臣の教化などにも力を注いだ。その代表例として、次章で述べる長岡監物の「必由堂」教育があった。⁶⁾

(2) 「郷党」の形成と背景

藩校時習館に関しては、歴代の藩主はかなり尽力したにもかかわらず、必ずしもうまく行かなかった。その主な原因は、時習館生間で作られた「郷党」（連）の対立と士風間での礼讓の衰退にあった。

武藤巣男の「郷党団結概略」によれば、「郷党」は、天明・寛政（1781～1801）期、即ち藩主重賢・斉茲の頃、齋藤權之助が「坪井連」という「郷党」を結成、騎射や犬追物を始め、年少子弟を誘導して、士風が大いに革（あらた）まったを契機に、同様な「郷党」が城下各地に起こった。

そして文政・天保（1818～1844）期、即ち斉樹・斉護の頃は、柏木勝見が「通町連」を率い、その他に「山崎連」「水道町連」「千段畠連」「竹部連」「京町連」「赤尾口連」「古京町連」「高麗門連」「本山連」「藪内連」など、多くの「郷党」ができ、お互に対立していた。⁷⁾

文政・天保期の状況を「熊本藩年表稿」から拾ってみると、つぎのようになっていた。⁸⁾

文政十（1827）年 八月 軽輩・陪臣に士席以上への不敬を戒む

文政十一（1828）年二月 家中若輩の何々連と唱え、党を立てるを禁ず

天保元（1830）年 六月 藩主斉護、時習館にて聴講

天保四（1833）年 四月	藩主齊護の「実学」奨励
十一月	時習館に大身の子弟出席怠るを戒む、師家に不遜あるを戒む
天保五（1834）年 一月	時習館通学の往来で争論する者あり、弊害少なからず子弟心得方示達
二月	家老より通達、時習館通学の往来争論絶えず
十一月	藩主齊護の文武奨励
天保六（1835）年 九月	訓導河部仙吾宅放火、伊藤石之助騒動事件（御侍一揆）

「郷党」の目的は、「各地方毎に、十七八歳以下の少年共の結合で各区域を定めて、他郷の人と交はらず、士道を勵み、文武藝の達成を期するのである。毎月時習館の休暇日を選び、定日を極め、各自宅廻持に集合し、論語の會讀を為し、後に平素文武修業の勤怠と、品行の正否等切磋講究し、若しも約に違ひ、素行の治まらぬ者があると、其程度に随ひて罰を行ひ、失行甚しく、改悛の色なき者は、絶交して社中に齎せぬのである。其の絶交せられた人は、他郷党にも容れられずして、前途身を立つる道なきもの、様になって居た」という。¹⁰⁾そこで侍分の子弟は、八歳ぐらいから仲間入りしていた。

ところが各「郷党」は、お互いを「他連」と称して、「恰も春秋戦國時代の敵國の如く」、反目し軋轢があった。途中で行き逢えば、理由もなく口論となり、喧嘩になってしまった。特に時習館通学時の往来での争論は、対抗意識がもろに出てしまい、口喧嘩は、木片や刀・脇差の鞘打ちによる殴打事件に発展、相互に侮辱しあった。殴打・侮辱された「郷党」は徒党を組んで、必ず報復した。

これに油を注いだのが、親たちで「其子弟の争闘して、勝って帰れば栄誉として益々奨励し、若し負けて帰れば、恥辱として大いに譴責」したという。

しかし「郷党」は、「豪傑出で誘導すれば、各地の争闘も止み、一統するの勢あれども、其人なき時は、復地方に團結し、往々葛藤を生じ、間々大喧嘩に至る」のが常であり、直接の上司や年長、両親・家長などでさえも手に負えなかった。

藩主や家老が、各「郷党」への最終的な説得手段として禁止の通達を出しても、「君公心を痛（ナヤ）まされ、時々告諭せらるゝも、子弟輩聽入れず」という由々しき問題にまで発展してしまっていた。¹¹⁾

藩主齊護の文政・天保期は、その弊害の極限状態にあり、藩庁はその対応に苦慮しながらも、抜本的な対策が講じられないままであった。それがついに天保六（1835）年九月の伊藤石之助・大塚仙之助らの「訓導河部仙吾宅放火事件」として一挙に噴出してしまった結果となった。

藩主齊護は、以上のような閉塞状況から脱出するために、自らが大鉈を振るう政策を開拓することになった。それが藩主自らの「実学」主導であり、長岡監物への「時習館改革」の達しであった。

（3）藩主齊護の「実学」奨励

藩主齊護（30歳）の藩政改革の試行は始まった。天保四（1833）年三月一日、藩主齊護は参勤交代のため出熊、四月七日には江戸に着いた。江戸到着後、藩主齊護が、天保四年三月（または四月）に出した布達には、つぎのような武芸指南方と学校教導に関する「口達」（省略）と師役・教授宛の「書付」があった。

此書付飯岡殿

覺

各門弟指南方之儀付而者、追々被 仰出置候通、厚心を用、藝術相進候輩茂不少事ニ候得共、弥以向後誘方深ク心を用可被申候。御家中之子弟、別而若輩之面々、大勢親炙いたし、教を受候事ニ候得者、銘々流儀々々之意味合厚、指南有之事ニ候得共、弥以廉恥之風を励し、武邊之実意を研精いたし候様、専ら誘掖可有之候。右倡方之儀ニ付、此節 尊慮之趣茂被為在候事ニ付、一統精々被申談、能行届、往々不弛様ニ指はまり、倡可被申旨、被 仰出候条、可被奉得其意候。以上

三月

教授以下江相渡候書付写

此書付、野（野坂源助か）殿ニ相渡

覺

学校教導筋之儀付而、右見込之趣書付を以、被相達置候稟々之内二者、御採用ニ相成候儀茂有之候間、此後弥以諸生倡方厚心を用、學問研精いたし、奔競を抑へ、廉恥之風を励し、実学を勤候様、専可被致教導候。右倡方之儀、此節 尊慮之趣茂被為在候事ニ付、御倡筋能行届、往々不弛様相心得、教官ニ聞り候面々、凡而右之心得を以差はまり、誘掖有之候様、可被申談旨被 仰出候条、可被奉得其意候。以上

三月

学校教導筋之儀付而、今度被 仰出之趣、於御國相渡候書付写、今日野坂源助江相渡、於爰許も右書付之趣を以差はまり、倡方有之候様致口達候間、左様相心得可被申談候。以上

三（四に訂正あり）月廿八日

時習館助教ニ而、當時詰込也

近藤英助殿

有吉市郎兵衛

121

さらに翌天保五年十一月二日付で、藩主斉護は、當時22歳の藩家老で、文武芸倡方兼役の松井式部と長岡監物に対して、つぎのような直書を認めている。

文武の芸は風化の本に候へば、心を用、可致誘掖事に付、去春出立前にも申聞置、其後書中にも申遣候通り候處、是又当年御暇不被下候付ては、競を失ひ可申哉も難斗、弥以追々申聞候通相心得、監物・式部両人は年若にも有之事に付、主に成候て、諸生を励し、精疎（まま、疎か）を試、誘方無油断心を用候様有之度存候。

13

これらの資料によって、藩主斉護は天保三（1832）年六月十七日に帰藩以来、肥後藩の現状に直に接し、特に時習館の閉塞状態からの脱出と時習館生の再教育の方法を考えていたことが、「去春出立前にも申聞置」云々から窺える。しかし具体的に「実学」教導は考えついていなかったようだ。

ついで「其後書中にも申遣候通り候」云々は、天保四（1833）年三月（または四月）の「師役々々江相渡候書付写」「教授以下江相渡候書付写」を指しているが、「教授以下江相渡候書付写」の中で、藩主斉護自身は「実学」という言葉を使用した。これまで弘化元（1844）年一月をもって「実学」の

初見とされていたが、すでに12年前に使用されていたことになる。

天保四（1833）年三月一日、藩主齊護は參勤交代のため出立。その道中、駕籠の中で、時習館の閉塞状態からの脱出と時習館生の再教育の方法について、充分時間をかけて考え抜き、これしかないとの結論と決意で、「実学」教導を考えつき、江戸到着後に直ちに布達したものと思われる。

藩主齊護主導の「実学」とはどんなものであろうか。その教育目的は、「師役々々江相渡候書付写」では、「指南有之事ニ者候得共、弥以廉恥之風を励し、武邊之實意を研精いたし候様、専ら誘掖可有之」、また「教授以下江相渡候書付写」では、「此後弥以諸生倡方厚心を用、學問研精いたし、奔競を抑へ、廉恥之風を励し、実学を勤候様、専可被致教導候」とし、藩主齊護の「尊慮之趣」を徹底するように命じている。

即ち藩主齊護主導の「実学」とは、真髓に達する文武芸によって、「廉恥之風」を奨励することであることははっきりしていた。それは、ただ時習館教育を徹底すれば可能であると考えていたようだ。おそらく藩主齊護自身も、後述するように、「時習館改革」の目標を、最初から細川重賢の開校当時の時習館教育に置いていたとは思われない。種々のトラブルが生じる中で、次第に明確化し具体化していったものと思われる。

第二章 長岡監物の「必由堂」教育と「訓導河部仙吾宅放火事件」

（1）長岡監物の「必由堂」教育

『筑紫衣』は、嘉永五（1852）年に長岡監物側臣久野勘太郎正頬が著した長岡監物の一代記であり、長岡監物の事跡がかなり詳細に記されている。その中には、監物が「必由堂」教育に尽力・邁進した様子や藩主齊護の監物への期待などが記されている。

宝暦五（1755）年に米田家第七代是福が創建した「番々舎」を、長岡監物が天保五（1834）年に再建し改名したのが、家塾「必由堂」であった。監物は、この「必由堂」を、家臣たちの文武芸修得の場とした。

その教育方法は、「一日の内、朝半日を文芸、夕半日を武芸と分ちて、文は日日、武は諸流定日を極て、互に入替々々、晴雨の別ちなく行れぬ。夜は又会読、終夜稽古などを催しぬ」という。また貴賤貧富の別なく、文芸に必要な習書用の紙や読書用の書物は用意され、武芸の稽古道具は貸与された。師よりの相伝は、位に従って褒賞され、師には酒肴が送られた。

監物の教育方針は、「師を尊み、諸生を愛し給ふこと、如此厚く在しぬれば、その御誠下に徹し、逐日文武盛に起り、風俗爰に改りぬれば、諸生の心いつの間にか文武をすること、已れ々々が任とし、我は為我文武を励むなれと云勢ひに至りて、君の御誘ひあるをわされたるに似たる」という教育本来の理想的な姿を呈するようになっていた。¹⁰

また監物は、教育目的の真骨頂を、つぎのように捉えていた。

文学の事は、是迄志ありし人はさらなり、不学・文盲にて、年を送り來しものも、誠に恥べき所をはぢて、恥なからんことを欲しつつ、各学に入り、道を学ぶの志しを起しぬ。然故に是迄の弊風として、学者は必博覧を主とし、古今の來歴を空に覚え、道を説き、理を講ずるを以旨とおもひし風も、爰も変り、不学者は其学弊あるを見て、一向に讀書を厭ひ、道理の説話のみを聞共、益なしとして、自ら暗きことを不知して、過たる心、爰に覚て、彼も是も共に一すじに差向ひたる、其志に深浅・厚薄こそあれ、学の旨を

知りたりとや申べからんか。

15)

即ち監物の「是迄の弊風として、学者は必博覧を主とし、古今の来歴を空に覚え、道を説き、理を講ずるを以旨とおもひし風」云々の批判は、そのまま時習館の学風批判にも通じていた。山崎正董によれば、「學は詞章記誦を棄て、実践躬行を本領とすべし」は、長岡監物の平素の持論であった。¹⁶⁾ またそれはそのまま「小楠実学」との共通基盤でもあった。

このような長岡監物の「必由堂」教育には、藩主斉護は感じ入ったらしく、監物の「勤稟頭書」には、藩主斉護からの直書や時々の下賜品のことが記されていた。¹⁷⁾

(2) 「時習館訓導河部仙吾宅放火事件」

藩主斉護が参勤交代で出府中の天保六（1835）年九月十九日に、「時習館訓導河部仙吾宅放火、伊藤石之助騒動事件」（御侍一揆）は起こった。すでに天保三（1832）年四月に、この事件の加担者大塚仙之助が益田忠右衛門といっしょに、池田手永日向崎道脇で、小林弥八という者に磔を投げつけ、名前を聞かれて突き倒し、10日の「遠慮」を申し付けられるなどの事件が起こっていた。

『御勘定所基録』によると、「時習館訓導河部仙吾宅放火事件」の中心人物は伊藤石之助だったことから、別に「伊藤石之助騒動事件」（以下「事件」と略す）とも称された。この「事件」の発端は、父伊藤権七（番方300石）は死ぬ前に、時習館訓導河部仙吾に、素行の悪い次男石之助のことを、特別に心懸け善導してくれるように頼んでいたことにあった。

河部仙吾は、その約束を果たすべく、石之助に諸々の指導を試みた。石之助は逆恨みをし、不良仲間を集め、連判状を作り、さらに戸坂や島崎辺りの百姓を呼び集め、鉄炮・玉薬などを用意し、夜中に一揆を企て、この「事件」を引き起こした。その人数は、士分の子弟18人、歩段の子1人、百姓67人であった。

彼らの趣意書によれば、役向きの私曲偏頗の取り計らいを理由にあげ、薩州公の参勤を要撃し、熊本城を攪乱する計画だったともいわれた。ただ一説には「肥後藩筆頭家老松井佐渡（式部）暗殺未遂事件」といわれていた。¹⁸⁾

世間では、この事件に呼応するかのように、藩政への不満や役人への批判が声高くなり、この事件の発生を当然視する投げ文・張り紙・落書や悪口などが絶えず、また数万人の一揆や城下の焼き払い、執政・太夫家の焼き打ちなどの流言まで飛び出すなど、前代未聞の大騒動であった。¹⁹⁾

この「事件」の経緯に関しては、鎌田浩著『熊本藩の法と政治』に詳しいので参照されたい。この事件に関する資料は、「永青文庫」には数多く所収されている。そのことが、藩主斉護や藩家老および藩庁にとって、如何に衝撃の大きい事件であったかを物語っている。

その一つ『僉議扣』（天保元年～八年『僉議扣』13-5-7）には、翌七年八月まで1年間にわたる僉議内容の詳細な記録が収録されている。また熊本県立図書館には、「嘉永三年三月十日写置」の『天保七丙申年八月伊藤石之助・大塚仙之助列御仕置一件并父兄御咎之一卷之扣』が所蔵されている。

この事件は、天保七年八月二十七日に、首謀者の伊藤石之助（250石）・大塚仙之助（150石）・横山清十郎（1,370石）・堀内彦右衛門（200石）は、高麗門の牢内で刎首、伊藤・大塚は長六橋で三日の梶首、親族に対しては大幅な減知や断絶が断行されたが、百姓67人に対しては、士分への厳罰と違って、笞打ち90・60、過役の縛ない・叱り、無構などの軽微な処罰で終わっている。

この事件は、「御侍一揆」と「百姓一揆」の複合的な一揆であったが、藩庁は前の如く士席と百姓に対する処罰に格差をつけた理由が何であったかは明らかにされていない。

鈴木喬氏は、「事件の性格に由来する結果による格差」²⁰と結論づけ、鎌田浩氏は、この事件の原因は、文政十二（1829）年以来、藩庁の救恤対策の無策にあったと指摘している。そして直接の原因は、天保二（1831）年段階での本藩借財（80万両以上、年々収支3万石の不足）にあり、大坂米値高騰による利益を得ていながら、天保五年頃までは赤字解消に役立てていないし、窮民救恤にも支出していないかったことにあった²¹と指摘している。しかしいずれも士席と百姓の処罰格差の理由にはなっていない。今後の研究と解明が待たれる。

（3）藩主齊護の藩外への対応

この「事件」は、藩外にもすぐに漏れてしまい、藩主齊護はその対応に苦慮した。その一端を示す資料として、藩主齊護が松平渙山（第26代薩摩藩主島津齊宣、隠居後渙山と号す）に認めた「天保変事ニ付御書翰」の一通を紹介しておきたい。

書翰の内容から、天保七年春から処刑執行の八月までの間、即ち藩主齊護の在国中（天保7. 5. 30～天保8. 3. 11）に認められたものであった。

副啓、去秋（天保六年秋）領内 御通行之節は、國中不穏風評御耳ニ入、御國中ニも相聞エ、不怪御心配ニ相成候由、先以心外之至、赤面之次第二奉存候。右ニ付而は、當春（天保七年春、齊護の4月25日江戸発以前）豊後守殿（第27代薩摩藩主島津齊興）御参勤之砌、委細御吩咐承り、御傳言も被成下、猶更汗顏不少候。

しかる處、右一件は根元國中少年共師範々々之教諭ニ戻り、却而恨を挟ミ、両三輩申談、若年之者共ニ而、其末徒黨之形チニ相成、不埒之儀共致露顕候故、早速召捕、遂糾明候處、全ク國家ニ對し、異心は無之、偏ニ私之恨を抱キ候迄之義ニは御座候得共、一端邦内之動搖ニも到リ、外ニも不輕罪状も有之候ニ付、不遠夫ニ仕置申付候筈ニ御座候。

尤風評とは違ひ、人数も纏十人内外ニ而、（草稿文 師家え重疊不届之致し方有之候迄之儀ニは候へとも、一端邦内之動搖ニも到リ、不輕罪状之者共ニ付、不遠夫ニ仕置申付候筈ニ御座候。尤風評とは事実甚違ひ、主従之人數纏十人内外）且以逆意之儀は聊も無之候間、當秋（天保七年秋、8月27日処罪以後）御通行も御座候ハヽ、曾而不被成御配慮候様ニ奉存候。

右之次第、委敷申上候は、甚以恥入候儀ニ御座候得とも、御隣国と申、當時は別而御入魂被下事ニも御座候間、為御安心、恥を不顧打明ケ得貴意候間、吳々も他見は御用捨、直ニ火中被下様、偏ニ奉伏希候。右用事而已申上度、内密如此ニ御座候。²²

この「事件」は藩主齊護の在江戸中のことであった。当然ながら肥後藩庁からは、正式に「事件」の詳細な報告があつただろうが、肥後領内を通行した松平渙山（島津齊宣）から肥後藩の「風評」として聞き、さらに参勤交代で江戸出立間際に、入れ替わり出府して來た豊後守（島津齊興）から、詳しい事件の経緯を聞かされることとなった。

藩主齊護にとって、まさに汗顏の至りであった。この資料から、肥後藩主として、「事件」の動機・内容は「根元國中少年共師範々々之教諭ニ戻り、却而恨を挟ミ、両三輩申談、若年之者共ニ而、

其末徒黨之形チニ相成」で、「全ク國家ニ對し、異心は無之、偏ニ私之恨を抱キ」云々と「私恨」を強調、また藩内外の「風評」とも大きく違っていたと、藩主の体面を少しでも優位に保ちたいという正直な気持ちで認められている。

第三章 藩主斉護の「時習館改革」の要請

(1) 藩主斎護の「時習館改革」指令

おそらく藩主斎護は、肥後藩の経済的な状況を十分把握していなかったのではないか。この「時習館訓導河部仙吾宅放火事件」に「百姓一揆」的な要素が濃厚にあったことも正確に把握できず、また鎌田浩氏が指摘したように、「窮民救恤策」も考慮していなかった。

この「事件」を土席の「私恨」と捉えたことが、藩主斎護の「時習館改革」指令には大きく影響していた。しかも藩主斎護の側に、前述したように、家塾「必由堂」教育の成果を上げていた藩家老長岡監物がいたことも大きな要因であった。

この条件の下で、藩主斎護の「実学」奨励は、二番家老長岡監物によって実働し始めた。一番家老の松井式部は、現行の「時習館教育」の維持・存続を考え、長岡監物のように積極的に斎護の「実学」奨励に係わるのを辞退していた。²³⁾

最初の「時習館改革」(便宜上「第一次時習館改革」と称す)は、天保七(1836)年七月から開始されることになった。その直前、長岡監物は天保六年二月～天保七年五月にかけて江戸出府を命じられた。その期間は、平野九郎右衛門が長岡監物の代行として、藩家老兼文武芸倡方役の松井式部と共に、文武芸倡方役を勤めた。

天保六年九月、前述の「時習館訓導河部仙吾宅放火事件」は、藩主斎護の在江戸・長岡監物の出府中に起った。この「事件」の処理は、松井式部と平野九郎右衛門が、主になって行わなければならなかった。

大体この事件処理のめどがついた天保七年(1836)七月に、五月三十日に帰藩した藩主斎護は、松井式部の文武芸倡方役を解任し、そして五月二十五日に帰藩した長岡監物を文武芸倡方役に任命した。

藩主斎護は、「(江戸)出府によって、大いに見識と力量とに重きを加へた監物は、藩主を補翼して、藩政の改善・綱紀の振整・奢侈の矯正・財政の緊縮・賢能の進用等々、諸般の方面に亘って、其の抱負と経綸とを縦横に發揮」してくれるとの思惑があった。²⁴⁾

しかし松井式部にとっては、「貧乏くじ」を引かされた形となった。おそらく松井式部の藩主斎護指導の「実学」への消極的な対応が理由であり、さらに前述したように、「事件」を「郷党」間のトラブルの延長線上でとらえていた藩主斎護は、その解決には早急な「第一次時習館改革」の実施しないと考え、積極的な長岡監物・平野九郎右衛門の両人が差し嵌まって実施することを期待した。

この経緯を証明する資料として、天保八(1837)年に、藩主斎護が参勤交代で江戸出立(3月11日)の直前に認めた「斎護公、監物・九郎右衛門へ文武御倡之儀ニ付、御筆御草稿」がある。松井式部の文武芸倡方役解任から七か月程後の「書付扣」ではあるが、その間の様子を髣髴させる。

朱書(斎護228)

天保八丙年春國許出立前、監物・九郎右衛門江相渡書付扣

文武之儀、其方とも主ニ成り、諸生を倡候様、先年(天保七年)申付置候處、孝心を用候段、令満足候。

弥以其方共見込ニ任せ置候間、倡之一端をも可相成儀ハ、聊無頓着差はまり、存分ニ取計候様可到事。

二月

251

天保七年七月、松井式部に代わって文武芸倡方役に就任した長岡監物は、藩主斉護の「実学」奨励を具体的に実施する中心人物となった。そして同八月には、松井式部が事件処理にあたった「事件」の主犯格伊藤石之助・大塚仙之助らの処刑が執行され、この問題は一応の解決をみることになった。

長岡監物を中心とした「実学」推進体制は、平野九郎右衛門・下津久馬・横井平四郎らをブレーンとした協力態勢も整った。しかし監物と横井平四郎の出会いについては、後述する程度しかわかつていらない。

「第一次時習館改革」開始当時の横井平四郎は、時習館居寮生として、「天保七年二月朔日 一、横井平四郎〔典太郎弟〕於講堂同学之面々致出精、學問相進候様世話いたし候様被仰付候事。天保七年十一月四日 一、横井平四郎〔典太郎弟〕於講堂同学之面々致世話候様被仰付置候處被遊御免、時習館居寮之面々江心を附、寮中之儀世話いたし候様被仰付候事。天保八年二月七日 一、横井平四郎〔典太郎弟〕時習館塾長被仰付、為御心附、每歳御米拾俵充被下置候事」²⁵¹ という立場、即ち「講堂世話役」から「居寮生世話役」の間にあった。

横井平四郎の他にも、当時は村上久太郎（100石）が「講堂世話」役、また築瀬駿兵衛（100石）は平四郎よりも高いポストの「居寮生世話」役という立場にあった。特に横井平四郎（当時31歳）は、上位格の築瀬駿兵衛（当時34歳）を飛び越えて、天保八年二月七日には「時習館塾長」（居寮長）となっている。

この居寮生人事は、文武芸倡方役の長岡監物によるもので、平四郎の親友で、奉行職の下津久馬が、積極的に推挙したものであろう。長岡監物も村上久太郎と築瀬駿兵衛を一番家老松井式部側の人物と見て、横井平四郎に白羽の矢を立てたものと思われる。これ以後両者の親交関係は、ペリー来航の前年嘉永五（1852）年まで続くことになる。

一方松井式部の方は、前の「実学」への対応の違いに端を発したとはいえ、前述した藩主斉護による文武芸倡方役の解任と長岡監物の重用というような事態が重なれば、一番家老としての式部の感情が、二番家老の長岡監物に対して、個人的だけではなく、位階的な優位性の面子もあって、対立が一挙に表面化したとしても、決して不思議ではない。

やがてこの両者の対立は、藩士間での松井支持派（学校派）と長岡支持派「実学派」の分裂と確執の起因になった。この間の事情、即ち肥後藩における一番・二番家老制を弊害として、直接感じていたのは、他ならぬ藩主斉護自身であったかもしれない。

（2）長岡監物の「必由堂」教育の現状と課題

長岡監物の天保七（1836）年七月からの「第一次時習館改革」と天保十五（弘化元、1844）年七月からの「第二次時習館改革」は、その改革内容も目標とした「実学」の性格も全く違ったものであった。

「第一次時習館改革」は、天保十（1839）年二月の下津久馬（休也）の奉行職辞任、翌三月の横井平四郎の江戸遊学、そして長岡監物の文武芸倡方役の解任（家老職のみ継続）により、大した効果は上げないまま、いっぺんに頓挫してしまった。

しかしその後も、長岡監物は家老として、藩主齊護に対して、「藩財政に関してばかりでなく、文武の道を興隆し、礼讓の風を誘導し、疎懶浮薄の俗を更めねばならぬ」²⁷と屡々建言していた。

また長岡監物の文武芸倡方役解任から再任までの間に、長岡（米田）家中一統に対しても、一藩の模範たらんために訓諭していた。『筑紫袋』には、つぎのような「天保十二年七月被仰出候御自筆」や「天保十四年癸卯正月被仰出候御自筆」が収録されている。かなり長文だが、まず「天保十二年七月被仰出候御自筆」から見ておきたい。

「天保十二年七月被仰出候御自筆」

家中一統文武の芸相勵候様にとの儀に付ては、我等家督即下より申付候筋も有之、彼是心を用、致誘掖候得共、我等不徳の故に候哉、文武興隆は扱置、種々の申分のみ差起、痛心此事に候。

因てつらつら相考候へば、所謂不肖の身を以、此儘色々手さきにて世話いたし候共、彼方へ相氣の稜も候哉、却て戻り候形も有之、殊に家来中兼々難渋の輩多く候へば、衣食足て礼節をしるといへる如く、文武は士の常とは乍申、暮し方困窮の余には不得止を、子弟の内も手細工等いたし、父兄の労を助け候も無余儀次第にて、心ならずも文武を怠候様成行者も可有之、夫等の困苦を余所に見て、唯々無味に文武の事のみを誘候では、第一治教の序を失し、下の不服を責候儀も難成訳に候間、此時におゐては、家中扶助の備を厚くいたし候工夫こそ、何よりの急務と存あたり、其後は専ら其筋に心を碎き、既に申付置候僕約の儀も、固り金銀を積み、一己の逸慾を恣にせんとの事にあらず、全く孝養筋と家中撫育の為と、此二つの故に候。

然共我等の気薄にては、夫すら存候丈の節儉も被行兼、扶助筋も届兼候事のみにて、何れも迷惑可致と存候に付、昨年（天保十一年）は別段納戸金の内より、歳にて有之候へ共、心をも付遣し、猶後年の儀をも役人中へ申付置候事は、其方共承知の通に候。

ケ様に申候へば、何とか俗に云恩きせの様にも可存候へ共、赤心右の通に候間、夫等の実意漸を以、下に貫通いたし候はゞ、自然と家来中文武の芸をも励候様の勢にも移り可申かと、旁暫く上よりの綱を弛め、時節を見合居たる事に候。

然處其以来も最早五・六年（天保六・七年の「必由堂」開始直後頃か）に相成候へ共、文武興起の模様無之、子弟の風俗不面白、前文父兄の労を助ける手細工も、其身の慾を長するの種と相成、只今通にては、後年如何可有之哉と、深く案勞いたし候。

其上必由堂の方にても、平記儀追々の歎願に付、此節は願通申付候間、愈以心細く覚、此上無構差置候では、風俗如何成行可申哉と当惑の余り、今度仕方変いたし、文武世話役をも別段申付、三人の者共へ、我等存念の程も委敷申合置候事に候矣。

凡そ人として我子あしかれとおもふものは有之間敷、実によかれかしと存候はば、子弟の者共、文武に身をよせ候様無之ては、得てあしき道に流候物に付、向後は父兄に心を用、難渋の内よりも、文武の儀不怠様教導可致候。

万一父兄の内、心得違有之、右の趣不相守、子弟遊惰の聞にて、咎等申付候様の儀も候はば、父兄々々其責難免、屹と申付候筋も可有之事に候。此段はいつれも呼出し、直と申聞候筈に候へども、最早文武の事に付ては、追々申付候末の儀に候へば、又々例の縁言とも可存と、此節は書付にて、其方共まで申聞候間、家来中へ右の旨趣、能々相示候様存候也。

天保十二年七月 御実名

家司共へ

家督を相続した監物が、家中一統の文武芸を盛んに奨励するが、その興隆する様子がない。それは家中の生活困窮が原因であろうと、「家中扶助の備」を何よりの急務と心を碎いて来た。また「儉約」を申し付けたのも「全く孝養筋と家中撫育の為」であったが、それすらうまく行っていない。昨年(天保十一年)には、別に「納戸金」からも心付けを出してみた。そうすれば、実意も理解され、「自然と家来中文武の芸をも励候様の勢にも移り可申か」と思っていた。

しかし「必由堂」教育を開始以来、五・六年になっても、「文武興起の模様無之、子弟の風俗不面白」、父兄の労を助けるはずの手細工も、子弟の慾を助長する原因であり、「只今通にては、後年如何可有之哉」と、深く案労している。

この状況に対処するために、「文武世話役」を設け、「子弟の者共、文武に身をよせ候様無之では、得てあしき道に流候」を防止し、「向後は父兄に心を用、難渋の内よりも、文武の儀不怠様教導可致」の方針にした。

しかし万一父兄の中に心得違いをして守らず、子弟の遊惰の風聞があって、処罰するようなことになれば、「父兄々々其實難免」との厳しい内容であった。

以上の「書付」から、監物の最大限の努力もなかなか報いられず、長岡監物自身は「必由堂」教育の現状に苦慮し、その打開策を考えていたことがわかる。そして長岡監物は、つぎのような方向性を見出した。(便宜上番号を付した)

「天保十四年癸卯正月被仰出候御自筆」

①家中子弟の面々文武芸心懸候様にとの儀は、追々申付候通にて、武門に生れ候者、此二芸を外にして、何を以君に忠義を可尽哉、片時も是にはなれ候儀は不相成事に候。併夫は臣たる者の心得にて、人君の上より申候得ば、所謂用を節して、人を愛するの実不立、人臣をして衣食住にすら事かがせ(まま、かかせ)候位の不誠實にて、下に文武を誘候杯とは何事ぞや。先後・本末の序を失し居候得ば、下の応ぜざるも尤の事にて、我等來し方の儀を深く後悔いたすも、此故に候。

然共、下としては、又文武の心懸なくして可相済様も無之候得ば、いづれも難渋の中、甚申悪き事ながら、銘々の分に従ひ、相応の心懸は有之度事に候。

②然処、爰に一条子弟の者共に対して、我等日夜懇々切々として求め候筋の儀有之候条、余の事にも無之、三才の童児も弁へ居候孝弟(まま、孝悌)の二字にて候。此二字は实に人道の大本にて、論語のはじめに有子の語をあげたるも故ある事かと存候。

さればとて、孝弟と申が何ぞ、天に登れと申様なる人身の難為事にも無之、只家に在ては父母・兄弟をあだにせず、出でては老人・長者にしほらしく交り、互に喧嘩・口論を不致、何かに付おとなしく心得る迄の事にて候。

③總体当時一統の習俗は、全夷狄の風とも可申候。兎角子供は子供、壯年は壯年、相應々々のおとなしく殊勝なる風儀こそ願はしけれ。少しく聖賢の書を読たりとて、口に理論を唱へ、上を犯躰の事を以、力量と心得、いささか武術に達したりとて、腕を張り、不法の振廻を以、英勇の所行と思誤り候事、尤可歎息儀共に候。

血氣の勇は壯年の者深く可憐事に候。井沢・村崎両士の如き、平素至て篤実にして、朋友にもあなどられ居候程に候処、死に臨て断然たる勇気、大人も難及有之たる儀は人々知る処に候。是を以て考へ候得ば、

愈以誠の英勇は、礼讓正しき人に可有之、血氣の勇は必大事に臨て頼べからざるものと存候。

④因て家中一統向後の儀は、父兄たる者の子弟における、必礼讓を專に教、人と喧嘩をしてまくるなの、打たれては済ぬ、など打返しはせぬか杯と申事を不教、唯々年寄はあなどるな、長者は敬へ、親は大切にせよと、万事に付、孝弟の筋を厚教導有之度候。

勿論文武を次と申にては無之候得ども、父兄々々も、實に慈愛の誠有之ものならば、何かを差置、右孝弟の二字を朝暮教示可致事に候。去る十五日於必由堂つまらぬ講釈をいたしたるも、右の筋を子弟に告度迄の事に付、此書付の趣いづれも余所事と不思、得斗相考、気永く子弟を教諭有之度候。

⑤且又朋友互の切磋は、私の事に無之、天よりの被仰付と相見へ、君臣・父子・夫婦・長幼・朋友と五倫の中に有之、是非子供は子供、大人は大人、相應々々の交り有之物付、互に前条の主意を守り、非を責め、善に移り候様可致候。

併動もすれば、朋友の切磋も理屈になり、争論の端を開き、果ては却て軽薄の風をも生するものに付、是以誠意を尽すの外は無之事と存候。此段能々一統へ可示置もの也。

天保十四年正月 御実名

291

長岡監物は、①家臣の心得は文武芸で人君に忠義を尽くすことだが、人君が不節用で家臣を愛せず、その上衣食住に事欠く状態に置き、文武芸の誘掖云々は「本末の序を失し」、家臣が従わないのは当然である。深く反省し、また家臣達は、難渋の中で分相応の心懸けをしている。②日夜懇切に子弟に求めているのは、「人道の大本」である「孝弟」の二字で、父母・兄弟によく仕え、老人・長者と親しく交わり、喧嘩・口論をしない心懸けが大切である。③この頃の習俗は全く野蛮で、聖賢の書を読めば理論を振り回し、不敬な態度を力量と勘違いし、少し武術上達すれば、「英勇の所行」と思い誤るなど嘆かわしい。死期の断然たる態度こそが眞の勇氣である。④今後は専ら「礼讓」の子弟教育を行い、父兄は喧嘩・口論をけしかけず、年長や親を尊敬する「孝弟」を主に教導する。そして⑤朋友は五倫の一つの徳目と弁え、切磋は大切だが、誠意を尽くして争論などの軽薄な風にならないようにと説諭している。

これら長岡監物の子弟教育の方針は、①が孟子や大塚退野・平野深淵の「人君論」に近い主張であるのを除けば、藩主齊護主導の「実学」と全く同じものであった。ついでながら、①に関しては、紙面の都合上割愛せざるを得ないが、横井平四郎の「実学」の基盤と共通したものであった。

第四章 長岡監物の文武芸倡方役再任

(1) 「時習館」と「必由堂」教育の基本—「孝悌」

村山洞子徹が、「宝暦癸未（宝暦十三〔1763〕年）秋」に『時習館試策』（熊本県立図書館蔵）を著した。これは細川重賢が宝暦五（1755）年一月に、秋山玉山に「時習館」を開校させた八年後に著された時習館教育の基本方針である。

その首に「論語二十篇中、一言以蔽之、曰孝弟也者」、ついで「孝悌者為仁之本。故孝悌者仁之用、而人道之本」また「和順天下、必由孝悌始。故先王立宗廟養老之禮、以躬教天下。是其所以為要道也。上自天子、下至庶人、皆可行之事、故學先王之道者、必由孝悌始。（中略）孟子曰、堯舜之道孝悌而已矣。故孝悌之一言可以蔽之」³⁰と記す。

この資料から、時習館創設時の教育方針の基本として「孝悌」が最重要視されていたことがわかる。

むしろ時習館の目的が、この「孝悌」に裏打ちされた藩吏の育成を目指したものであったともいえよう。

長岡監物は、弘化三（1846）年三月に文武芸倡方役を解任され、翌四年三月には藩家老を辞退し「桐の間詰」にあった。そんな状況にあった長岡監物は、嘉永六（1853）年正月、「孝悌」を正面に掲げたつきのような「必由堂」教育の基本方針を示していた。

「其文武の徳をみがきなすべき聖賢の学と武道とを以て、両輪の如しと心得たるは誤なり。夫学は孝弟を本として、人たるの道を学ぶ事に候へば、武芸も學問の一端なり。（中略）論語曰、其為人也、孝弟而好杞上者鮮矣。不好杞上而作乱者未有之、君子務本、本立而道生、孝弟也者其為仁之本歟。（中略）孟子にも堯舜の道は孝悌のみとも相見、人道の大本は全く孝悌の二つにて、此心を推て、君につかふれば、其儘忠と申ものにて、人の子弟なる者、深くこの理を弁べし。かつて父母に能事へ、長者をあなたらず、風俗を謹み、文武の芸に其身をゆたねん事こそ、予か日々夜々にわする、ひまなく祈り願ふ処なれ。（後略）」³¹⁾

先の『時習館試策』やこの長岡監物の引用からしても、樓々論じてきたように、藩主齊護と長岡監物の「実学」観の基本には、しっかりと「孝悌」論が据えられていて、両者間に相違点はなかった。

しかしただ一つだけ違っていたのは、すでに述べた如く、長岡監物が平素の持論として、「学は詞章記誦を棄て、実践躬行を本領とすべし」を堅持していたことであった。この点もまた、横井平四郎の学問方法論と共通する基盤であった。

（2）長岡監物の「第二次時習館改革」—「孝悌」から「忠孝」へ転換

さて長岡監物は、天保十五（弘化元、1844）年七月に、再び文武芸倡方役に就任した。そして「第二次時習館改革」の中心的な存在として、横井平四郎らの協力のもとで、しかもかなり強引な「実学」推進の実施を試みた。

この「第二次時習館改革」の基盤となったのは、言うまでもなく、前掲した長岡監物の「必由堂」の教育方針であった。しかし「必由堂」教育の実情は、必ずしもスムーズにいってなかつばかりか、多くの課題を抱えたままであった。

長岡監物は、「第二次時習館改革」の実施の中で、それらの課題克服の方法を見出そうと模索した。加えて監物自身には、はたして「必由堂」での「孝悌」を基本としたこれまでの教育方針を、そのまま「時習館」に適用すれば事足りるのかという大きな疑問と不安があった。

そのことをよく示す資料が「齊護公御筆」の中にあった。この首に、朱書で「天保十五年春、九郎右衛門用向有之候付、定府申付。其節監物より出ス下書。監物一名ニ當、直書ニ而遣し候へハ、世話をいたし候の由ニ付認メ、九郎右衛門江相渡ス」と記されていた。

即ち長岡監物の下書きしたものを藩主齊護の直書とし、天保十五年三月に、藩主齊護が、文武芸倡方役就任前の藩家老長岡監物と平野九郎右衛門に与えたという複雑な直書であった。

齊護公御筆

文武誘筋之儀、是迄之通、手数之末のミニ渡り、利を以、誘掖いたし候様之儀ハ、其方考案之通、全我等之本意ニ無之候。兎角文武ともに忠孝を本として、実学・実藝之者一人ニ而も出来候得者、太慶ニ存事ニ候。依而向後ハ、文武共ニ師役之面々、門人之多少等、眼前之盛衰ニ不拘、實意を以、本筋ニ教導したし候様有

之度候。何様文武之師範一致ニ差入、学校ハ勿論、其外武藝之儀も、宅々内稽古ニ至迄、嚴重ニ引扱、禮讓之風ニ移り候様、信実ニ教示いたし候ハ、十年之末ニハ、必成功も可有之、風俗一変可致と存候。犬追物之儀ハ、別而禮讓儀第一之稽古ニ候へハ、猶更取扱候様有之度候。近々見及候ニ、藝術之達者ハ、兎角難申、此上禮讓之風を行候様有之候へハ、屹ト風俗之助ニ相成べく候条、右之趣、文武師範々々江得斗申聞候様存候。猶委細ワ、九郎右衛門江申聞置候間、是より可承事。

三月 越中

長岡監物殿

323

この資料の大意は、藩主斉護も、従来の「文武誘筋」で行われていた「利を以、誘掖」する方法には、長岡監物同様「全我等之本意ニ無之」という点から反対であった。そして「文武ともに忠孝を本として、実学・実藝之者」が一人でも輩出すれば、大きな喜びであるという。

そのためには、今後文武芸の師範たちも、門人の多少や目前の盛衰などにとらわれず、一致して「實意を以、本筋ニ教導」して、諸生たちを引き締め、かつ「禮讓之風」を身につけるように教示すれば、「十年之末ニハ、必成功も可有之、風俗一変可致」ことになるだろう。また「禮讓之風」の体得には、「犬追物之儀ハ、別而禮讓儀第一之稽古」であると推奨している。

以上のことから、藩主斉護や長岡監物・平野九郎右衛門がいう「実学」とは、時習館生をして文武芸を修得させ、且つ「忠孝」を基本とした「実学・実藝之者」に育成することであり、その総仕上げは「禮讓之風」を身につけさせることであった。

またこの直書で、特に注目すべきことは、「時習館」の教育の基本が、長岡監物自らの手によって、「孝悌」から「忠孝」に切り替えられたことであった。即ち監物は、「必由堂」はあくまでも長岡家の家臣教育機関であり、「時習館」は藩校としての藩吏教育に、その目的があることをはっきりと自覚し、両者を同一視していないことである。

この時点での藩主斉護と長岡監物の「実学」は、「忠孝」を基本に据え、「実学」（文芸）と「実芸」（武芸）をセットで考え、時習館生に「実のある文武芸」を修得させ、藩庁にとって「忠孝の藩吏として十分な成果が期待できる」ような教育という意味も含んでいた。

具体的には、あくまでも偏狭で排他的な「郷党」（連）に属する子弟達が、相互に持つ強硬な対抗意識を解消させ、または作り変えることであり、加えて日常的・恒常的に「禮讓之風」を身につけた「忠孝」の士風を確立する教育方法を意味した実利的な用語であった。

しかもその基本姿勢に於いては、天保四年三月に、藩主斉護が「実学」（この用語の中には「実学」・「実芸」を含んでいたと思われる）教導を言い出して以来、この同十五年三月の「斉護公御筆」までの11年間、内面的にはかなりの試行錯誤と糺余曲折があったとしても、斉護の主張が一貫していたことは確かであった。

この「斉護公御筆」は、藩主斉護と長岡監物の「実学」観が、同一の基盤上にあった証しとなった。「第二次時習館改革」は、以上のような「実学」の共通認識のもとに開始されたことになる。

第五章 長岡監物の「時習館改革」の失敗

(1) 長岡監物宅の「会読」

しかしやがて長岡監物の「実学」観は、藩主斉護の主唱した「実学」と大きく変わってしまうこと

になる。その背景に焦点を当てて見ていきたい。

長岡監物が、天保十四（1843）年三月五日に、自ら履行すべき規律として「一日中の定め」と「一月中の定日」を家中に公表した。「一日中の定め」は、朝六時半（午前七時）から夜四時半（午後十一時）まで、朝の読書・出勤・午後の母の看病・賁馬・夕の母の看病・夜の読書などの日課であった。また「一月中の定日」は、別表のようになっていた。「横井」の名が2ヶ所も見える。³³⁾

横井小楠関係の書籍では、天保十四年に「会読」（実学研究会）を始めるとされるが、この資料はそれを裏付けるのに十分である。

即ち横井平四郎は、天保十四年三月段階では、長岡監物宅で開催される「会読」に、すでに講師として参加していた。

両者の親交の開始は、天保三年十月に長岡監物が藩家老兼文武芸倡方役に就任、時習館に入りし始め、また翌四年六月に横井平四郎が居寮生となってからで、特に横井平四郎が居寮長に抜擢された天保八年二月以降、さらに親密さを加えて行った。

元田永孚の『還暦之記』には、その状況を「是ヨリ先キ横井先生ノ塾長トシテ生徒ヲ誘導スル、大ニ發揮スル所アリ。長岡監物子国老ヲ以テ、文武総教ヲ兼ネ、居寮ノ生徒ヲ引テ親カラ会読シ、一時ノ盛ナル、生徒皆奮進、志ヲ合セ、相共ニ親睦ヲ主トシ、悖戾スル所無シ。月ニ一回親睦会ヲ興シ、杯酒欣歎更ニ心肝ヲ披豁シテ隠忌スル所無シ」³⁴⁾と記すが、勿論この親睦会を不快と忌避する居寮生たちもいた。

しかし両者の本格的な親交は、「実学ニ付聞方」の冒頭にある「先年（天保十年）下津久馬方奉行辞職、横井平四郎方遊学帰省後、兩人衆慷慨（感情的に高まって嘆くこと、意氣投合の意か）之筋も可有之哉と、館中杯より之見込ハ有之候。折柄兩人如何被申談候哉、監物殿え必多度被致出入、実学研究之唱有之」³⁵⁾云々から、「消失事件」での江戸遊学から帰藩直後の天保十一（1840）年四月からであった。

（2）長岡監物の「第二次時習館改革」の推進

長岡監物は、前述のような横井平四郎との親交関係を軸に、藩主齊護の「実学」教導の意向を尊重した「第二次時習館改革」は開始された。そのことは、天保十五年八月以降矢継ぎ早に、各関係方面に布達された文武芸奨励の訓諭「天保十五年八月、教授・助教并学校御目附え相渡候書付写 三百十七印 七通」（『水青文庫』『密書輯録』人 317-1~5）で明らかである。その中から、つぎの資料を一つだけ紹介しあきたい。長岡監物の「第二次時習館改革」への意気込みが感じられる。

御直書写 教授・助教え相渡候書付

口演

文武之儀ニ付而被成下候 御直書、今日教官中被奉拝上候通ニ候。然處一ト通り拝見までニ而は、得斗

別表 一月中の定日

三の日夜	論語 家司始役々会
四の日夕	易程伝 近藤（時習館教授近藤英助）先生会 但三度の中一度は先生宅へ是より参る筈に候事
五の日朝	通鑑綱目 横井（小楠）例会 但二十五日は馬事に付相止る
六の日	夕方より夜迄直三郎（親戚松野豆）兄弟会
七の日	夕々役々並組中咄合の日に極置候事
九の日	近思録、尾藤（助之丞）例会
十の日	横井例会

御旨趣を被奉汲取候儀も、何程ニ可有之哉と存候間、猶右 御書之写一通相渡置候。

風俗御一洗之被為在 思召ニ候儀は、先日一統拝見被仰付候 御直書之趣被奉敬承候通ニ而、子弟教育筋之儀は、弥以文武之師範中江被任候 尊慮より、今日拝見之 御直書をも別段拙者江被下憲たる事ニ候間、師範中ニおみても、此節は屹ト 御旨趣を奉シ、文武ともに漸を以、実学実藝ニ基キ候様、厚教示有之度候。

近年古風陵夷いたし、師弟之間ニ不限一統上下之別不正、上よりは下之氣請のミ事として、下よりは陵虐・不遜を以、有力之所行と心得、其弊風次第ニ致增長候哉ニ相見候。別而師弟之間は、威儀嚴格ニ無之而是、門人之戴も軽く、自然と不遜、侵凌之勢も生し候事ニ付、向後は師範中平素言語・應接之間ニ至まで深く心を用られ、師之威權舊ニ復し、教示得其實候様被心得度候。

尤威權と申候ハ、各其職を荷イ候志之厚薄と教導之深切・不深切ニより候儀ニ而、たゞに言語・應接之末をのミ、嚴重ニ被致候而是、師弟之間和を失し、却而侵凌之風も長し可申歟、兎角本ニカヘリ、己を盡すの覺悟、肝要ニ候。

学風等之儀ニ付而ハ、既ニ昨年（天保十四年）拙者存寄之旨申達置候事ニ付、今度改メて申述候ニ不及、弥実學之風被行候様、各を初訓導中差入、教導有之度候。蒙養師以下句讀・習書之両師範も、去年以来之取扱、益嚴重ニ永續いたし候様、乍此上一致ニ精勤被致度候。

師範ニ對し、子弟心得之儀ニ付而ハ、追而一統江及達候筋も有之筈候。何様近年師弟之間、禮節薄く成行候儀は、師範中固り被憂、其弊を被矯度存念可有之候得共、一統因循之習風ニ付、不得已を其体被押移候儀と相考候条、以来は存寄次第変革有之度儀も候ハ、他之見合等ニ不拘引改候様存候。若又一己限り難被押究儀蔑候ハ、其趣可被相伺候。其外教官中文武之儀ニ付、存寄之筋蔑候ハ、無腹臍被申出候様、呉々被示置度存候事。

八月

長岡監物

36)

〔大意〕藩主齊護からの長岡監物への文武に関する直書の趣旨即ち「風俗御一洗」を徹底するために、直書の写しを下賜する。直書では、子弟教育は文武師範中に任せられているので、一層「実藝ニ文武ともに漸を以、実学基キ」、厚き教示をしてほしい。

最近師弟間だけではなく、上下関係が乱れている。上は下の「氣請」（人気）を気にし、下は上への「陵虐・不遜」（横着な態度）が有利だと横行し、この弊風がはびこっている。その結果、師弟間の威儀は厳格ではなく、軽蔑のみが旺盛である。必要なことは「師之威權舊ニ復し、教示得其實」ように心懸けることである。

「威權」というものは、教師の教導の「深切・不深切」に係わり、言語・應接によるものではない。「本ニカヘリ、己を盡すの覺悟」が不可欠である。「学風」即ち「実學之風被行」については、すでに天保十四年段階で言っているので徹底してほしい。

師範には別途達しするが、近年師弟間の礼節の稀薄さが憂慮され、何とか矯正しなければならないが、旧態依然としたままである。これからはできるところから「変革」したいので、他を気にしないで、積極的に実行してほしい。もし自分だけできない時は、遠慮なく相談してほしい。

しかしこのような長岡監物の「実学」の勧めは、どのように受けとめられていたらうか。その批判には、「監物殿より近藤先生え学意之御差圖為有之歟之處、其節先生は余程不快之様子に而、不肖ながら自分は教官之長ニ居、監物殿えは授置候ニ、学意などハ被示候は小作さへと歟、潛ニ被申候事

も為有之由」³⁷ であった。即ち監物は、時習館教授近藤英助に学意の変更を迫り、従来の時習館教育を「実学」に変更しようと働きかけた。近藤英助は不快感を抑えきれなかった。

ついで「実学之連中ニ而、先生株と相唱」³⁸ られ、監物が特に目をかけた「実学」推進協力者した横井平四郎への批判、そして長岡監物に思想的に多大な影響を与えた教育係の儒臣で、崎門学派の笠夕山（隼太）への批判であった。

つぎの資料は、弘化三年八月に藩庁側で作成した「扣済」であるが、長岡監物・横井平四郎・笠夕山三人の関係を如実に示している。

扣 済

當時学校中ニ而、教授初文藝ニ属候御役人中、監物殿を重ク戴居候哉、且同人殿儀、追々若手之面々を招、會讀等有之候。内ニは實學を唱、館中以前之諸先生之學風、不信用之族も有之候共ニ而無之哉之旨ニ付、承繕申候処、監物殿御儀、御初學之時分より御家來之儒者笠隼太と申者え専御研學ニ相成候由。

隼太儀は山崎間齋先生之學流之由ニ而、右之學風御信用被有之候歟、兼而御取扱之書籍は、四書并近思錄・朱子家訓など之外、容易ニ御取扱無之由之処、五六年（天保十一・十二年で、長岡監物の会読開始）以来之事ニ而も候哉。

御同志之衆御招、月ニ六度完位、專大學・近思錄之御會讀御意無之由。御一分之御勤學ニおいては、至極之御儀ニ候得共、其内無足（無給米）之衆も段々有之、御身分柄、右様之面々御相手ニして、最易御會讀等有之候議を、兎哉角と風説も有之候由。

其上學意等御存慮之次第は、右御連中え御申合ニ相成候杯とも相唱、是等は故なき事ニも有之間敷、近年右之御學風を實學と唱、最寄々々御家中之子弟等誘掖有之候内、左平太弟横井平四郎方は、先年（天保八～十年）居寮且遊學をも被仰付たる人物ニ而、學力も先普通ニ越、辯舌俗才も有之、近年監物殿より御招、別段御懇意ニ被相成候ニ付では、以前之學意は変易有之、實學を專誘掖有之候ニ付、漸々實學信用之面々多相成、就中坪井・京町方面ニ而は、平四郎方之會讀を初、所々同学之長者を抑立候而之會讀等、隆ニ被相行候由。

然處右實學連之學風會讀之仕懸等、聴とは相聞不申候得共、學問は名之為、人之為ニ無之、唯實學實行ニ基候迄之儀ニ付、今日中人事之手近キ所を專ニ研究いたし候得は、直ニ君子ニ相成候と歎申見識ニ而、博覽・多識を忌、詩作・文章等を陋（いやし）メ、四書并近思錄・朱子家訓、或は近代之故先生ニ而は大塚退野先生・森小（まま、省）斎杯之語錄より外取扱無之、會讀之節は文義一ト通りざっと相済候前後、物ニ譬證拠を引杯いたし候而、今日諸生之授用ニ相成候咄而已多有之候内、文義次第三は古今御政事之得失、御役人之善惡をも勝手ニ論説有之、館中之學風は、以前より俗學・虛學、何先生實學之罪人杯と、所謂自贊毀他之咄も有之候處より、深實學ニ被立入居候面々は、講堂出席又諸先生之會讀等ニ被罷越候儀は、堅禁忌程ニ相成居候由相唱、右之通成行、黨派を結候様之儀は、監物殿は格別御存も有之間敷哉、又御好も不被成歎之由ニ候得共、畢竟平四郎方杯分外（身分不相応）之人より館中教導筋ニ些異候誘掖有之候處より、自然と學弊と申程之儀も有之共に而無之哉之由。

又監物殿を戴之輕重等は、聴と相聞不申候得共、御家中之文學御誘掖之道は、惣教衆を初館中之諸先生一致ニ而無之候而是、惣教之御趣意ニは相叶申間敷哉之処、監物殿御儀、惣教衆之御委任ニ而、館中諸先生を御閣、別ニ實學一向之御同志衆を御招、必多度御會讀被有之、甘之御誘掖ニ相成候歎ニ而、前文平四郎方杯は深差入被申、專勤學有之、數年之後は、御家中一統學風一変いたし、普ク末々ニ相及シ被申度趣意共ニ而

は無之哉之由相唱、何様些異躰之学風を、学校教官衆を初笑止成事と嘆息致候由。

右之通ニ而、館中以前之諸先生之学風は、最不信用ニ有之候由唱承申候事。

午（弘化三年） 八月

39)

（3）藩主齊護の「末学」呼ばわり

以上のような状況の中で、長岡監物の「実学」に対する「学校」派の挽回体勢も次第に整い始めた。第一次時習館改革では、反「実学」派の居寮生たちが、病氣理由の「退寮願」という消極的な手段で抵抗していた。

しかし「第二次時習館改革」に至っては、正面から反「実学」を主張し、時習館内外で「学校」派の旗印を鮮明にした。「学校」派には、一番家老松井式部（佐渡）がついていた。そして両派の対立は一層激化し、やがて「実学党」と「学校党」の分裂となった。

藩主齊護は、この両派対立の顕在化に憂慮し、長岡監物に対して、つぎのような「御直書御草案・御直書写」（年月日不詳）を布達して、善処を試みている。この布達は、「天保十五年八月、教授・助教并学校御目附え相渡候書付写 三百十七印 七通」（『永青文庫』『密書輯録』人 317-1~5）の中に所収されていることから、その時期は天保十五年のものと推定される。

御直書御草案

御直書写

文武倡之儀、其方（長岡監物）え委任申付候以来、愈以一統相励、文藝杯ハ一際取締、盛ニ被行、就中時習館句讀・習書之両局は、近年風儀も改り、館榭往来も争論ケ間敷儀等、絶而無之様子ニ相聞、子弟不遜之風弊も、往々ハ屹ト改り可申と、一段之事共ニ候。

然處講堂之儀、近年次第二出方も相減、寸斗（ちょっと）振立兼候模様ニ有之、是等ハ畢竟教官荷ひ薄き處より之儀ニも可有之哉候へ共、一つハ其方手ニ付致講習候末学之者共と学校ニ致出席候諸生と學問之流儀ニタ鼻ニ有之、互ニ学意を争、黨を立候意氣ニ移、一和いたし兼候處より、教官中も差入兼候意味も可有之哉。いつれも服兼候様子ニ相聞、如何之事ニ候。

申迄も無之候得共、学校之儀は、靈感院様秋山儀右衛門等ニ被仰付候 御趣意も有之、諸生教誘之儀偏固ニ無之、孝悌・忠信を基本といたし、其人々才之長短・器之大小ニ應し、聖經・賢傳ハ不及申、歴史・詩文等ニ至迄、各其長スル處ニ隨ひ、其人長ケ々々（だけだけ）之器を成就いたし候様有之度候。

勿論実学之倡、其方根元之主意ニおみて、子細可有之様も無之候へ共、畢竟末学之者共、自己之意見を主張いたし、倡之筋偏小之處より朋黨相きしり候。弊を生し、却而教導之本意を失ひ、不穏唱も有之哉ニ相聞、當時ニ至り候而ハ、其方兼而倡之趣意とハ、大ニ相違いたし候哉と相察、重疊残念之事共ニ候。

右等之旨趣、篤と熟考いたし、向後ハ其方ニ隨ひ、相勵候者共、孰れも学校ニ出席いたし、會業等一和ニ申談、倡之筋偏固ニ無之、一統廣く被行、学政ニタ筋ニ不相成様、深く心を用ひ、御先代学校を被設置候御趣意、とくと相貫候様いたし度候事。

40)

前述の如く、「御直書御草案・御直書写」（年月日不詳）が天保十五年のものとすれば、「実学派」と「学校派」の対立は、「第二次時習館改革」開始早々から表面化していたことになる。文武芸倡方役に就任した長岡監物は、この状況のもとで「第二次時習館改革」を展開しなければならなかったの

である。

さてこの資料は、藩主斉護自身が、長岡監物に宛てた直書の写であって、前半は「時習館」の師弟関係の正常化の効果が出てきたことへの感謝と一層の尽力を直々に要請したものであった。

しかし中段では、藩主斎護の長岡監物の「実学」を「末学之者共と学校ニ致出席候諸生と學問之流儀ニタ鼻ニ有之、互ニ學意を争、黨を立候意氣ニ移、一和いたし兼候」云々と厳しく批判している。

ここで注意すべきことは、長岡監物の「実学」を指して、「末学」即ち「未熟な学問、重要でない枝葉の学問」という用語を使っていることである。「末学之者共」が「実学派」で、「学校ニ致出席候諸生」とは「学校派」を指す。ここに「実学派」と「学校派」が相互に対立する最初の原因が生じた。藩主斎護は、長岡監物の努力を評価しながらも、新たな対立に非常な懸念を持った。

そして藩主斎護が主張した「実学」は、細川重賢の「時習館」開校の目的にあったことを強調している。「諸生教誘」が偏らずに、「孝悌・忠信を基本といたし」て、その者の「才之長短・器之大小」に応じて、「聖経・賢傳は不及申、歴史・詩文等ニ至迄」取得させ、その優れた能力や長所を最大限発揮させるところにあった。

ところが長岡監物の「実学」の倡方は、その「根元之主意」において、別に他意があるわけではなかろうが、結局は「末学之者」たちが、「自己之意見を主張」するに到った。その原因是、長岡監物の「倡之筋」が「偏小」であるためであり、「朋黨相きしり」という弊害が生じてしまった。

それが却って、藩主斎護が主導した「実学」の「教導之本意」を失ってしまい、「不穏の唱」もあるかのように聞こえ、今日に到っては、長岡監物の「兼而倡之趣意とハ、大ニ相違いたし候哉と相察、重疊殘念之事」であるとまではっきりと言いたかった。

以上の趣旨について、十分に熟考し、今後は長岡監物に従い、「実学」に励む者たちは、「学校ニ出席いたし、會業等ニ申談、倡之筋偏固ニ無之、一統廣く被行」るようにしてほしい。決して「実学派」と「学校派」という「学政ニタ筋ニ不相成様」、即ち學問（時習館）と政治（藩政）が二つに分裂するがないように、深く心を用いるように命じている。そして最後に、藩主重賢が「時習館」を開校した趣旨を、最後まで貫くようにしてほしいというのであった。

（4）文久期における元藩主斎護の「実学」観のとらえ方

天保十五（1844）年八月段階で、藩主斎護は、以上のような「実学」観を持っていた。その藩主斎護も、万治元（1860）年四月十七日に57歳で死去、第十三代韶邦が襲封した。

ここに、文久二（1863）年十月の段階で、周辺の者たちが、元藩主斎護の「実学」観をどのようにとらえていたかを示す資料が、「密録」の中にあったので紹介しておきたい。

この資料の詳細な説明は、紙面の都合上割愛せざるを得ない。また記述内容の正確な時期については、十分な検討を必要するが、その内容は、八代の藩家老家の内紛に関するものであった。

藩家老の松井式部（佐渡）が、一門の「古城家」の松井典礼（古城家七代目、武、用人・組外、元治元（1864）年五月隠居）ら五人の悪行を、藩庁に訴え出たのに対し、典礼が、その訴状項目一つ一つに、真っ向から逐一反論した内容である。

その中で、佐渡は典礼らを「八代連」と称し、目的はどうであれ、存命中の長岡監物（安政六（1859）年八月十一日没）や下津休也らの「実学連」に、息子直記を入門させたり、また典礼個人としても、監物や下津らと交流があったことをあげて、「実学」同様の奸人の集団と酷評する。これに

対して、典礼も負けじと、激しい反論を試みている。

そのやり取りの中で、佐渡は齊護がなぜ「実学」を嫌ったかを、「泰巣院様（藩主細川齊護）実学を被遊 御嫌候も、同志之者迄を能キ者之様ニ申觸し、外人は相應ニ有之候而も、無用之者と申なし、只管（ひたす）ら連黨を堅メ、宗旨を開キ弘メ候儀を、主一二いたし候所之悪風を被遊 御嫌候」と言った。

即ち佐渡は、齊護は、「実学連」が同志のみを有能視し、それ以外は無用者扱いをし、そしてひたすら連党的強化・拡大を主目的とするのを、「実学」の悪風として嫌ったというのであった。

これに対して、典礼は、「実学連と申儀者、泰巣院様え茂、実学は則正学之名目ニ而、其学を被遊 御嫌候ニ而は不被為在、実学之名儀を唱候族ニ、御国政之妨ニ相成候弊風有之候を、深被遊 御苦惱、右之弊風相止ミ候様、多年被遊 御配慮候」¹⁰⁾と反論している。

即ち典礼は、「実学連」は齊護に「実学」が正学の名目（名を呼び目をつけ、ほめたたえること）に値することを強調し、齊護も「実学」を嫌ってはいない。ただ「実学」を名乗って、藩政を妨げる弊風に非常に困っていて、それをストップするように、永年配慮していたというのである。

以上のように、文久二年の段階では、八代の藩家老家の内部でも、藩主齊護が「実学」を嫌っていたという認識では共通するものの、その依拠する理由に関しては、佐渡のように「実学連」そのものの勢力の拡大にあるとする見方と、典礼のように齊護は「実学」そのものではなく、藩政の妨害にある弊風を嫌ったとする見方に二分されていた。

また松井典礼らのように、「実学」を認知しようとする動きも、長岡監物の「第二次時習館改革」失敗後には存在し、「実学」をめぐる対立は、松井佐渡派と長岡監物派ばかりではなく、反「実学」派の佐渡と親「実学」派の典礼の対立も生じていたのである。

（5）「学校派」からみた「実学」問題

弘化二（1845）年当時から、中庄村右衛門（恕齋）は、「時習館訓導助勤」として、長岡監物や横井平四郎らの「実学」問題に直面していた。その『肥後中村恕齋日録』には、「実学派」の動向と「学校派」の対応が記されている。本章に関係する部分のみを紹介しておきたい。

○ 弘化三年六月十七日

昨夕友岡弥三右衛門・門岡貞右衛門・藤本忠次郎（御目付之御横目）咄に参候事、忠次郎ハ兩人より先に参り、噂に頃日御尋に預り候得とも、其節迄ハ相分り不申候、実学連と唱申候ハ如何様成学意ニテ御座候哉、

一、監物（米田是容）殿より自身学意被立、其学ニ合候者を集、会読被催、其連中専ら実学を唱、横井平四郎列也、時習館ハ俗学杯と申触、諸生を出し不申候様子ニ承り候、且又監物殿会連ハ何某々々ニテ候哉、会読ハ文字・章句を吟味いたし不申、只今日之事ニ引当、跡にての雑話を主として、其跡にてハ御政事の咄専ニ成候由、

一、時習館ハ専ら宝曆以来の規則を守り、学意誘之由ニ候へとも、監物殿ハ学意合兼、外ニ退野（大塚）先生杯を友と被致、学党を被立候而、時習館相手ニなく候由、依而時習館出席も自然衰微之由、

一、実学連中より館中ニ而者、山口（仁九郎）先生杯は老先生ニテ、若専ら五郎助（柄原）并小子（中村恕齋）を相手ニ目さし申候由、

一、句読師之中ニも実学連立チ申候而、少し熟し兼申候儀も可有之哉之由

42)

以上の資料に見るように、時習館内で「実学派」の優勢さが増大すると、「学校派」の結束は一層強まることになった。しかもその対立の原因は、学問的な内容ではなく、その方法論の相違によるものであった。そして弘化二年四月頃からは、相互に学校派を「文義章句の学」、実学派を「実行」⁴³⁾と誹謗し合う結果になってしまった。

前述した藩主齊護の「学政ニタ筋ニ不相成様、深く心を用ひ、御先代学校を被設置候 御趣意、とくと相貫候様いたし度候事」との願望からは、非常にほど遠いものになった。

おわりに

「実学」の新たな展開—「小楠実学」の形成

これまで繰々論じてきた肥後藩の「実学」について、簡単にまとめておきたい。最初の「実学」教導は、藩主細川齊護によって提唱され、忠実な実行者の藩家老長岡監物によって推進され展開して來た。しかし肥後藩の「実学」は、単独ではなく、「実学・実芸」とセットであり、「実（み）のある文武芸」を意味していた。

天保期の肥後藩では、対抗意識の旺盛な郷党（連）の口論・喧嘩が後をたたず、また土風は衰退の状況にあった。藩主齊護自ら、この肥後藩の抱えた閉塞状況の回復の方法を模索し、その可能性として「実学」の振興を思い立った。その「実学」こそが、「文武芸の奨励」と「礼讓の風」という実利的なものであった。

長岡監物の「時習館改革」、特に「第二次時習館改革」は、横井平四郎らの協力もあって、かなり強硬な「実学」の奨励策がとられた。当然ながらこの「時習館」の教育方針をめぐる改革推進の「実学派」と改革阻止の「学校派」との対立へと発展した。

「学校派」は、「第二次時習館改革」の阻止のために、長岡監物の思想には、横井平四郎や崎門学派の笠ヶ山の影響が大きいことを強調した。また監物自身が「後期水戸学」の水戸藩主徳川斉昭や藤田東湖・会沢安らに傾倒・心酔していて、それを「時習館」教育に持ち込もうとしている批判して、体勢挽回の切り札とした。

藩主齊護は、このような両派の対立を解消するために、細川重賢の「時習館」創設期を理想とした復古的な教育を強調して、未分裂の藩風の確立を行おうとした。しかし、この両派の対立は、長岡監物と松井式部の両藩家老を巻き込んだ「実学党」対「学校党」の政争にまで発展した。

藩主齊護と長岡監物の「実学」觀が、「孝悌」と「忠孝」にしっかりと根ざしていたことは前に述べた通りである。この点に関しては、「学校派」と「実学派」の正面切っての差異は生じなかった。両派の対立の原因は、学問的目的とその方法論にあった。「学校派」は、「文義章句」に重きを置き、「実学派」は「実行」を優先させた。

「学校派」の学問方法は、平穏な江戸中期ならば、十分意義があった。しかし江戸後期、特に幕末の大変動に対応しきれないことも事実であった。このような時期には、「実学派」のように、政治・経済・社会などの情勢に関心を持ち、その対応の方向性を示す学問が必要であったことも事実である。

しかし長岡監物の「孝悌」を基盤とした「実学」には限界があった。横井平四郎は、この「実学」

を踏まえたながらも、その基盤を「堯舜三代の治教」そのものに見出すことになった。

この横井平四郎の新しい「実学」(小楠実学)は、「第二次時習館改革」が挫折した翌年、即ち弘化四年三月に開塾した「小楠堂」での教育の中で、醸成され進展していくことになる。

またこの「堯舜三代の治教」と相俟って、前述した長岡監物の「会読」での徹底した議論の実施とその体験は、横井平四郎が後に展開する「公議政体論」の基盤となり、また「公共権」の萌芽的な形成に大きく寄与したと思われる。

注

- 1) 諸橋轍次編『大漢和辞典』第三巻 大修館書店 昭和31年10月刊 p. 1090
大槻文彦著『大言海』富山房 昭和35年3月刊 p. 904
- 2) 杉本歎「実学」「国史大辞典」第六巻 吉川弘文館 昭和60年11月刊 p. 874
- 3) 源了圓著『近世初期実学思想の研究』創文社 昭和55年2月刊 p. 64~67
- 4) 熊本藩政史研究会編『熊本藩年表稿』(1974年3月刊) p. 291・p. 300~301、山崎正董著「長岡監物伝(遺稿)」二(『日本談義』148号〔昭和38年3月刊〕) p. 16~17)
- 5) 『熊本藩年表稿』p. 301、山崎正董著「長岡監物伝(遺稿)」一(『日本談義』146号〔昭和38年1月刊〕) p. 17、「長岡監物伝(遺稿)」二(『日本談義』148号〔昭和38年3月刊〕) p. 16~17) なお山崎正董は、この「妙見社事件」を「某書には八代事件・三家の筆頭松井家と八代城附藩士の間に生じた葛藤」(p. 16)と説明。
- また「先祖附」では、是陸の家老職辞退に関して、「文政三年十月、此節之 御意筋一應之御儀ニ茂不被為在候處、御約束ニ相違仕、君命を失し奉恐入、右付而御役難相勤、御断申上候処、願之通、御家老職被遊 御免。桐之間詰被 仰付、席之儀者是迄之通被 仰付置。尤大組之儀は、思召を以御預被置候」(永青文庫所収)と記す。
- 6) 同「長岡監物伝(遺稿)」二 p. 19
- 7) 「時習館記録」(草稿本2057「旧熊本藩学制沿革・全」所収)
「藩主臨校」に関して、つぎのように記されていた。
一、重賢 宝暦五年開校、十一年講堂落成
一、治年 天明六年 臨視アリ
一、齊茲 不時ニ臨ミ、文武藝稽古ヲ閲覧サレタリ
一、齊樹 文武藝屢々臨視アリ
一、越中守斎護 文政九年家督相續以來、殊ニ文武藝誘掖之儀、老臣へ令シ、家中ノ子弟ヲ獎勵シ、文武芸共居館ニテ閲覧シ、馬術・犬追物ハ各其教場ニテ臨視サレタリ。
- 8) 字野東風著『我觀・熊本教育の変遷』(第一書房 昭和58年2月刊)所収 p. 9~11
- 9) 『熊本藩年表稿』p. 293~304
- 10) 『我觀・熊本教育の変遷』p. 8~9
- 11) 『我觀・熊本教育の変遷』p. 9~11
- 12) 『江戸機密間日記』(巳三印)(『永青文庫』11・24・40ノ甲)に所収
- 13) 前掲「長岡監物伝(遺稿)」二 p. 19
弘化三~四年の『機密間日記』([『永青文庫』12-2-2])の弘化三(1846)年十一月の項に「書抜」として、同内容の文書が所収されている。

天保五年十一月

監物様

一、文武藝御誘掖筋之儀ニ付而被成下候 御書之内ニ、監物・式部兩人者年若ニ茂有之事ニ付、主ニ成候而、諸生を勘し、精粗を試、誘方無油断、心を用候様と有之候事。

但、式部様者、其後御内意之趣有之、被遊御免候事。

またこの資料の但書から、一番藩家老松井式部の方は「式部様者、其後御内意之趣有之、被遊御免候事」と辞退していた。この「内意之趣」が如何なるものかは定かではないが、藩主齊護の「実学」要請に正面から応えようとしたのは長岡監物ただ一人であった。齊護は「実学」を奨励したものの、その実、二人の藩家老の間には、かなりの温度差があったことがわかる。

- 14) 前掲「長岡監物伝（遺稿）」二 p. 20~21
- 15) 前掲「長岡監物伝（遺稿）」二 p. 22
- 16) 同前
- 17) 前掲「長岡監物伝（遺稿）」二 p. 19
- 18) 宮本謙吾「天保年代の一事件」（『日本談義』43号〔昭和29年6月刊〕）p. 59
- 19) 鎌田浩「天保期熊本藩政と実学派の誕生」「熊本藩の法と政治」創文社〔1998年2月刊〕p. 507、鈴木喬「日記に見る時習館学生の日常生活」（『市史研究・くまもと』第14号 新熊本市史編纂委員会編2003年3月刊）p. 84、「新・熊本の歴史」10年表編 p. 77
- 20) 前掲「市史研究・くまもと」第14号 p. 84
- 21) 鎌田浩論文「熊本藩の法と政治」p. 510
- 22) 「永青文庫」「密書輯録」人 35-1
- 23) 引用文献13) 参照
- 24) 山崎正董著「長岡監物伝（遺稿）」八（『日本談義』154号〔昭和38年9月刊〕）p. 26
- 25) 「永青文庫」108-6-50-40
- 26) 「学校帳頭書」（草稿本 1570）
- 27) 前掲「長岡監物伝（遺稿）」八 p. 27
- 28) 前掲「長岡監物伝（遺稿）」八 p. 28
- 29) 前掲「長岡監物伝（遺稿）」八 p. 28~p. 29
- 30) 村山洞子徹著「時習館試策・全」宝暦十三（1763）年秋奥付（熊本県立図書館蔵）1丁~2丁
- 31) 前掲「長岡監物伝（遺稿）」二 p. 23
- 32) 「永青文庫」所収 107-38-1-23
- 33) 山崎正董著「長岡監物伝（遺稿）」十（『日本談義』157号〔昭和38年12月刊〕）p. 76
- 34) 元田永孚著「還暦之記」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一巻〈伝記・日記〉元田文書研究会 昭和四四年九月刊）p. 22
- 35) 「美学ニ付聞方」「永青文庫」「密書輯録」人 24-7
- 36) 「永青文庫」「密書輯録」人 317-1
- 37) 前掲33)
- 38) 前掲33)
- 39) 「扣済」「密書輯録」・人 1002-10
- 40) 「密書輯録」・人 317-4
- 41) 文久二年十月「密錄」小野「永青文庫」12-9-49
- 42) 「恕齋日録」刊行会編「肥後 中村恕齋日録」第一巻（熊本出版文化会館 2002年9月刊）p. 118~119
- 43) 同前 p. 26

The Formation and Development of "Jitsugaku" (Practical learning) in *Higo-han*

TSUTSUMI Katsuhiko

Literally translated, "Jitsu" of the "Jitsugaku" had the meaning of "practical" or "actual, but it really meant a denial of the studies as they had been before in the true meaning of the word.

The first proposer of "Jitsugaku" was *Hosokawa Narimori* (a feudal lord of *Higo* fiefdom) and *Nagaoka Kenmotsu* was the chief retainer who set "Jitsugaku" in motion.

But "Jitsugaku" in *Higo* was associated with "Jitsugei" (Practical arts) such as martial arts and arts of etiquette from Confucianism.

Nagaoka Kenmotsu drove forward the reorganization of "Jisyukan" (fiefdom high school) in cooperation with *Yokoi Heisirou* (*Syonan*).

The students at "Jisyukan" had been split into two groups of educational lines.

Narimori tried in vain to put them together using sprits of "Jitsugaku" of old.

The students, led by two chief retainers, *Nagaoka Kenmotsu* and *Matsui Sikibu* (*Sado*), divided into two parties ("Jitsugakuto" party and "Gakkoto" party), which then become a political issue.

In this situation of *Higo-han*, *Yokoi Heisirou* started to form and develop a new "Jitsugaku". (*Syonan* "Jitsugaku")